

宜野湾市障害者就労支援推進事業

【目的】 市民に対し、障がい福祉に対する理解、啓発を深め、障がい者の就労を支援する施設等の活動をPRする機会とし、障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

【使用場所】 宜野湾市役所本庁舎玄関前

【実施日】 毎週木曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

【使用時間】 午前10時～午後2時

【対象事業者】 宜野湾市障害者優先調達推進方針の対象の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者総合支援法に基づく事業所
 - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 地域活動支援センター
 - エ 生活介護事業所
 - オ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う施設に限る）
 - カ 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
- (2) 障がい者を多数雇用している企業
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく特例子会社
 - イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業所
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上であること。
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上であること。
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）
- (4) (1)に準ずる者として、障害者総合支援法に規定する就労継続支援事業所等を利用する障がい者の製作品、生産品の販売促進等の事業を行う者

【概要】 障がい福祉課で登録募集者を募り、市民に対し、障がい福祉に対する理解、啓発を深め、障がい者の就労を支援する施設等の活動をPRする機会を設ける。宜野湾市庁舎管理規則を遵守し、関係法令に基づき、各事業者が取り扱う製品の展示等を実施する。各登録事業所に責任者を置き、運営を行う。事業に関する苦情等の処理は、障がい福祉課から登録事業者の責任者へ指導・助言等を行う。

【開催の背景・理由】

平成31年（令和元）度まで、市役所本庁玄関前で、障がい福祉サービス事業所物品販売を実施していたが、令和2年度、庁舎耐震強度強化の工事や駐車場整備で開催を見合わせ、さらに新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を自粛していた。

一方、この取り組みについていくつかの課題もあった。まず、取り組みの主な目的が物品販売となっており、総務課からは、庁舎管理上、物品販売目的の取り組みは、原則認められないという指摘があった。

総務課からは、障がい福祉課の事業として目的をしっかりと定めたいと、物品販売が主たる目的ではなく、福祉の増進など意義ある取り組みとして位置づけてもらいたいという要望があった。

これまでの取り組みは、要綱などの定め等もなく実施されてきた。

よって、事業の目的など明確にし、障がい福祉課の事業として取り組む必要がある。

【実施に向けて】

- (1) 障害者就労支援を推進する事業としての位置づけ
 - (2) 市民へ障がい福祉への理解・啓発の取り組み
 - (3) 障がい者の就労を支援する施設等の活動をPRする機会としての位置づけ
- 以上の事業として位置づけ、障がい者の自立の促進に資することを目的とする。